

指導者募集状況について

(1)募集開始時期

・令和7年8月1日(金)

(2)募集要綱等

・別添のとおり。

(3)募集状況等

対象	手法	
	実施済	今後予定
全体	市報、市ウェブサイトへの掲載。 ラジオの市政情報での発信。 商業施設、スポーツ・文化施設等へのチラシの配架をはじめとする協力要請。	テレビの市政情報での発信。 地域情報誌へ掲載。
スポーツ協会等	募集チラシの配布し、協力要請を行う。	説明会(8/29)を開催し、協力要請を行う。
文化団体等	吹奏楽連盟、合唱連盟等への説明(募集チラシの配布)。	
官公庁職員 (県・市・山口県警察・自衛隊他)	案内(募集チラシ)送付、庁内メール等の活用。	
教員・退職教員	案内(募集チラシ)送付・校長会説明、必要に応じて、学校毎説明を行う。	各支部長を通して案内(募集チラシ)配布依頼予定。
地域・保護者	各地区の地域広報紙への掲載。	児童・生徒を介して指導者募集チラシ配布(新学期開始後)。
部活動指導員・外部指導者	個別に案内、説明等行う。	
企業等	商工会議所、包括連携協定締結企業、青年会議所への説明(募集チラシの配布)。	
大学	市内3大学に対し、指導者募集チラシ配布及び学生メール等を活用した周知の依頼。	
やまぐち路傍塾登録者	指導者募集チラシ配布及び協力要請を行う。	

(4)募集受付状況

令和7年8月25日時点の受付状況は表のとおりです。

総応募数53人(うち複数競技・種目等への応募…9人)

受付区分	人数	競技・種目等内訳
指導者	28	軟式野球…7、卓球…2、ソフトボール…2、バスケットボール…2、ソフトテニス…3、サッカー…2、バドミントン…2、陸上競技…1、吹奏楽…4、音楽(合唱)…1、科学…1、美術…1
指導補助者Ⅰ	20	サッカー…5、軟式野球…3、卓球…2、ソフトテニス…1、ソフトボール…1、バスケットボール…1、バレーボール…4、バドミントン…2、陸上競技…2、水泳競技…1、吹奏楽…3、科学…1、美術…1、書道…1、パソコン…1 (複数応募…9)
指導補助者Ⅱ	5	軟式野球…1、卓球…2、ソフトボール…1、バレーボール…1、水泳競技…1、吹奏楽…1、文芸…1、美術…1、家庭…1 (重複応募…5)

※指導区分が「どれでも可」とされている場合は、指導者として計上した。

(5)その他

設置予定の地域クラブの競技・種目等に対する9月末時点の応募状況をもって、第1次配置案を作成し、市ウェブサイト上に公開する。今後、月次で配置案を更新し、不足する競技・種目等については、関係者と調整を行う。

山口市の中学生のスポーツ・文化芸術活動
を一緒に支えませんか？



指導スタッフ募集中！

山口市では、令和8年9月に現在の中学校部活動から地域クラブ活動へ移行します。
この地域クラブ活動に必要な各競技・種目等の指導スタッフを募集します。

スポーツ・文化芸術活動の指導経験のある方や指導に興味のある方の応募をお待ちし
ております！

学生の方や指導資格をお持ちでない方も大歓迎です！

山口市地域クラブ活動指導スタッフの区分等



設置・運営	市
所属	市が任用
区分	指導者（指導・統括） 指導補助者Ⅰ（指導者の補助） 指導補助者Ⅱ（主に見守り）
報酬	時給で給与を支給 指導者：1,500円程度 指導補助者Ⅰ：1,250円程度 指導補助者Ⅱ：1,000円程度
活動場所	中学校施設を基本

活動時の安全管理
を行う見守りの方も
募集しております！



募集する競技・種目等は現在各校の部活動で行われているものに限ります。
なお、生徒の参加希望状況等によっては設置されない場合もございます。

詳細はこちらから市のHPをご覧ください。⇒



活動日・活動時間・活動時間帯

- 各地域クラブの活動日は週3日(平日2日、休日1日)を原則としますが、
応募は週1日からの活動でも可能です。
- 1日の活動時間は平日2時間、休日3時間以内を基本とします。
- 活動時間帯は平日は放課時間～19時、休日は8時～17時を原則とします。
6月から9月の休日と夏季休業期間は7時～18時も活動可能です。

指導開始までの流れ



- 登録用二次元コードからお申込み下さい。(書面での申込みも可)
- 指導区分、指導希望種目、参加可能中学校区等を選択して下さい。
- 登録に特別な資格等は不要です。 ※2

- お申込みいただいた内容を市が審査し、面接を行います。

- 市から地域クラブ指導者バンクの登録の適否を通知します。

- 市が定める研修会に参加して頂きます。(普通救命講習など)

- 市の会計年度任用職員として任用します。

指導スタッフ希望者は山口市地域クラブ指導者バンクへの登録が必要です。

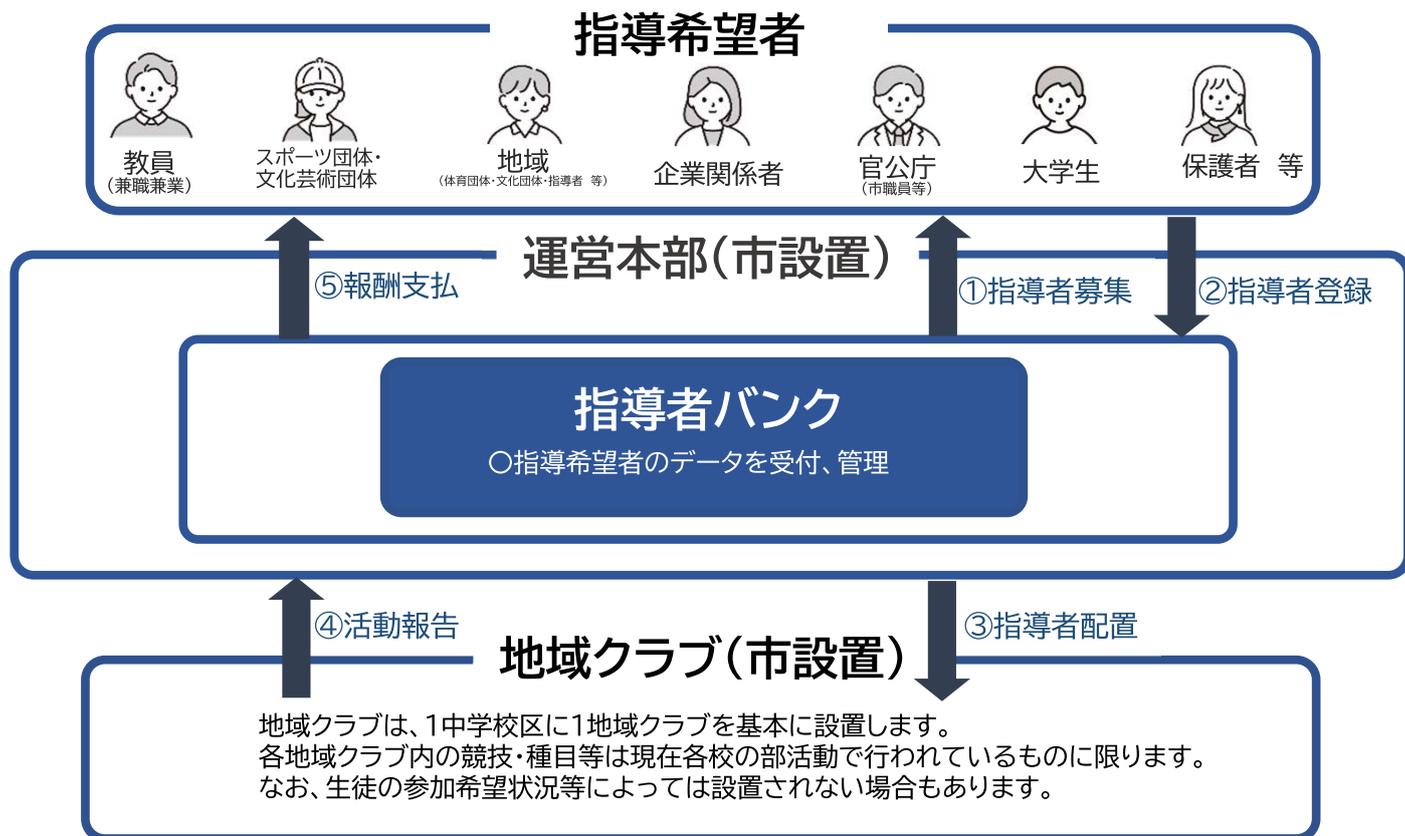
※1登録をされても必ず任用されるとは限りません。

希望校区の指導スタッフの配置状況によっては任用までお時間がかかります。

※2山口県中学校体育連盟主催の大会のうち、一部競技では指導者等が特定の資格を有していることが参加の要件となっています。該当する競技において地域クラブの指導者等が当該資格を新規取得する際に必要となる経費(旅費、宿泊費及び更新に係る経費を除く)は全額補助します。

⇒詳細は市HPをご覧ください。《その他よくあるご質問(QA)も掲載しております》

地域クラブ運営体制イメージ



山口市地域クラブ
指導者バンクへの
登録はこちらから



※書面での申込みは市HP(右の二次元コード)から書類をダウンロードしてお申し込み下さい。

市ホームページ
はこちらから



※指導スタッフ募集ページ

お問い合わせ

山口市交流創造部
部活動地域移行推進室

お問い合わせは
こちらから
お願いします



電話番号083-934-2672
(平日8:30~17:15)

山口市地域クラブ活動に係る指導者バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が設置・運営する山口市地域クラブ（以下「地域クラブ」という。）の安定的かつ継続的な運営体制の構築を図るため、地域クラブにおける指導または指導補助ができる人材を登録する「山口市地域クラブ指導者バンク」（以下「指導者バンク」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「指導者」 実施責任者として、全ての業務（年間計画作成、指導内容考案、中央競技団体等への選手登録、競技・種目等の指導、参加者の出欠確認、安全管理等）を統括する者。
- (2) 「指導補助者Ⅰ」 指導者の補助業務（競技・種目等の指導、参加者の出欠確認、安全管理等）を担う者。
- (3) 「指導補助者Ⅱ」 主に参加者の見守り業務（参加者の出欠確認、安全管理等）を担う者。

(業務)

第3条 市は、指導者バンクに係る業務として次に掲げる業務を行う。

- (1) 指導者バンクの登録に関すること。
- (2) 指導者バンクに登録された者（以下「登録指導者」という。）の情報の管理に関すること。
- (3) 登録指導者の地域クラブへの配置に関すること。

(登録の要件)

第4条 指導者バンクの登録対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 登録を申請する年度の4月1日において18歳以上の者（ただし、高等学校に在学する者又は高等専門学校に在学する者のうち第1学年から第3学年までの者を除く）。
- (2) 指導する運動競技や文化芸術活動の経験または指導経験、もしくは知識を有すること（ただし、指導補助者Ⅱを除く）。
- (3) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に掲げる欠格事項に該当しないこと。
- (4) 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）第2条第8項に該当しないこと。
- (5) 市が定める指導スタッフマニュアルに基づいて指導すること。
- (6) 指導者バンク初回登録後は、市が定める研修会及び市が実施する救命講習を受講し、普通救命講習Ⅰの修了証交付を受けること。

(登録の決定)

第5条 指導者バンクへの登録を希望する者（以下「申込者」という。）は、山口市地域クラブ指導者バンク登録申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を提出するものとする。

- 2 市長は、申込書の提出を受けたときは、内容を審査し、面接を行った上で適当であると認めるときは、登録の決定をし、指導者バンクに登録するものとする。

(登録の通知)

第6条 市長は、第5条の規定に基づき登録の適否を決定したときは、山口市地域クラブ指導者バンク登録結果通知書（様式第2号）により、全ての申込者に登録または不登録の旨を通知するものとする。

(登録の変更)

第7条 登録指導者は、申込書に記載した事項に変更が生じたときは、山口市地域クラブ指導者バンク登録情報変更申出書（様式第3号。以下「変更申出書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により変更申出書の提出を受けたときは、指導者バンクの記載事項を変更するとともに、山口市地域クラブ指導者バンク登録情報変更通知書（様式第4号）により、当該登録指導者に通知するものとする。

(登録の取消し)

第8条 登録指導者は、登録の取消しを希望するときは、山口市地域クラブ指導者バンク登録情報取消申出書（様式第5号。以下「取消申出書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 前項の規定による取消申出書の提出を受けたとき。
- (2) 登録指導者が市の定める指導方針等に基づいた適切な指導を実施しないとき。
- (3) 登録指導者が不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が登録指導者として不適合であると認めるとき。

- 3 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、山口市地域クラブ指導者バンク登録情報取消通知書（様式第6号。以下「取消通知」という。）により当該登録指導者に通知するものとする。

(登録の有効期間)

第9条 登録の有効期間は、登録をした日から当該日が属する年度の3月31日までとする。

- 2 前項の有効期間は、市長が登録指導者に取消通知をした場合を除き、有効期間が満了する日の翌日から1年間更新するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 指導者バンクにおける個人情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び山口市個人情報保護法施行条例（令和4年山口市条例第43号）に定めるところによる。

(電子情報処理組織による申込み等)

第11条 第5条第1項の規定による申込書の提出並びに第7条第1項及び第8条第1項の規定による申出書の提出については、山口市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和3年山口市条例第3号）第3条第1項から第3項までの規定を準用する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

山口市地域クラブ指導者バンク登録申込書

年 月 日

山口市長 様

山口市地域クラブ指導者バンクに登録したいので、下記のとおり申し込みます。

基本情報	氏名 (フリガナ)				
	住所	〒 -			
	生年月日	年 月 日			
	職業	<input type="checkbox"/> 会社員 公務員(<input type="checkbox"/> 教員 <input type="checkbox"/> 山口市職員 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 自営業/個人事業 <input type="checkbox"/> 主婦(夫) 学生(<input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 高専 <input type="checkbox"/> 専門)(年) <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他()			
	所属(勤め先)【任意】				
	電話				
	メールアドレス				
	指導者区分	<input type="checkbox"/> 指導者 <input type="checkbox"/> 指導補助者Ⅰ(指導者の補助業務) <input type="checkbox"/> 指導補助者Ⅱ(主に参加者の見守り業務) <input type="checkbox"/> 上記のどれでも構わない			
	指導希望種目 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> ソフトテニス <input type="checkbox"/> 卓球 <input type="checkbox"/> バスケットボール <input type="checkbox"/> サッカー <input type="checkbox"/> バレーボール <input type="checkbox"/> 軟式野球 <input type="checkbox"/> バドミントン <input type="checkbox"/> 陸上競技 <input type="checkbox"/> 水泳競技 <input type="checkbox"/> ソフトボール <input type="checkbox"/> 剣道 <input type="checkbox"/> 柔道 <input type="checkbox"/> 吹奏楽 <input type="checkbox"/> 音楽(合唱) <input type="checkbox"/> 美術 <input type="checkbox"/> 書道 <input type="checkbox"/> 科学 <input type="checkbox"/> パソコン <input type="checkbox"/> 家庭 <input type="checkbox"/> 文芸 <input type="checkbox"/> 囲碁・将棋 ※指導可能な種目は現在各校の部活動で行われているものに限ります。			
条件・技能情報	参加可能中学校区 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 宮野 <input type="checkbox"/> 大殿 <input type="checkbox"/> 白石 <input type="checkbox"/> 湯田 <input type="checkbox"/> 鴻南 <input type="checkbox"/> 二島 <input type="checkbox"/> 川西 <input type="checkbox"/> 渦上 <input type="checkbox"/> 仁保 <input type="checkbox"/> 大内 <input type="checkbox"/> 平川 <input type="checkbox"/> 小郡 <input type="checkbox"/> 秋穂 <input type="checkbox"/> 徳地 <input type="checkbox"/> 阿知須 <input type="checkbox"/> 阿東 <input type="checkbox"/> 阿東東 <input type="checkbox"/> どこでも可能			
	参加可能日時 (複数選択可)		16時以降	17時以降	18時以降
		<input type="checkbox"/> 月曜日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> 火曜日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> 水曜日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> 木曜日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> 金曜日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※いつでも参加可能な場合は曜日のみ選択してください。 ※平日の活動時間の上限は2時間です。 ※活動時間帯は放課時間から19時までを原則とします。					
<input type="checkbox"/> 土(<input type="checkbox"/> 終日※ <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後) <input type="checkbox"/> 日(<input type="checkbox"/> 終日※ <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後) ※休日の活動時間の上限は3時間です。 ※活動時間帯は8時から17時までを基本とします。なお、6月から9月の休日及び長期休業中は7時から18時までの時間帯も可とします。					
希望種目の指導経験	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし				
指導者資格	<input type="checkbox"/> あり() <input type="checkbox"/> なし				
競技経験	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし				
確認事項	地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に掲げる欠格事項に該当しません。	<input type="checkbox"/> はい			
	学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(こども性暴力防止法)第2条第8項に該当しません。	<input type="checkbox"/> はい			
	市が定める指導スタッフマニュアルに基づいて指導を行います。	<input type="checkbox"/> はい			
	指導者バンク初回登録後は、市が定める研修会及び市が実施する救命講習を受講し、普通救命講習Ⅰの修了証交付を受けます。	<input type="checkbox"/> はい			
自由記入欄					

◎個人情報の利用目的

山口市は、提供された個人情報を適切に管理し、山口市地域クラブ指導者バンクに係る業務の目的以外には使用しません。